

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市清水市民活動センター

| 基本項目 | 審査項目 | 比率① | 評価② | 点数 ①×② |
|--|---|-----|-----|-----------|
| 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。 | 施設の設置目的を理解しているか。 中間支援施設としての役割を理解しており、静岡市民活動センター条例や第3次静岡市市民活動促進基本計画に沿ったものか。(5点) | 2 | | |
| | 市民活動についての現状把握ができており、現実性のある将来展望を持っているか。(5点) | 1 | | |
| | 仕様書の内容を理解し、地域性等施設の特性を考慮した上で、事業計画に反映しているか。(5点) | 1 | | |
| | 【所見欄】 | | | |
| 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。 | 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。(5点) | 1 | | |
| | 利用者ニーズの把握の仕組みが確立しており、そのニーズが運営に反映される仕組みを持っているか。(5点) | 1 | | |
| | 「市民活動に関する情報の収集及び提供」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。(5点) | 1 | | |
| | 「市民活動に関する相談」について、適切で効果的な相談体制が取られているか。(5点) | 1 | | |
| | 「市民活動に関する講座等の実施」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。(5点) | 1 | | |
| | 「市民活動を行うもの相互の間及び市民活動を行うものと関係機関、団体等との間の連携及び交流の促進」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。(5点) | 1 | | |
| | 「施設の提供」について、利用許可にあたっての公平性の確保と利用者増の方策に基づく、適切で効果的な事業計画が立てられているか。(5点) | 1 | | |
| | 市民活動支援システムの利用促進及び事業への活用について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。(5点) | 1 | | |
| 「事務ブース等利用団体のマネジメント、活動等の支援」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。(5点) | 1 | | | |

| | | | |
|---|---|---|--|
| | 【所見欄】 | | |
| 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。 | 当該施設の指定管理者としての実績は十分か。 … 5～10% 又は、類似施設の管理運営実績は十分か。 … 5%以内 | | |
| | 管理運営に必要な人員が確保され、知識や経験に基づく適切な配置計画がなされているか。(5点) | 1 | |
| | 事故、災害時など緊急時における対策は適切か。(5点) | 1 | |
| | スタッフの指導育成方針が示されており、方向性に基づいた研修計画等が整備されているか。(5点) | 1 | |
| | 【所見欄】 | | |
| 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。 | 組織として会計の原則に則った適切な経理ができる、体制や能力を有しているか(5点) | 1 | |
| | 財務諸表の評価(流動比率、自己資本比率、損益計算書)(5点) | 1 | |
| | 【所見欄】 | | |

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

| 満点 | 最低基準 (70%) | 合計点数 |
|------|---------------|------|
| 100点 | 70点 | 点 |

【意見欄】